

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

近年における本市人口は約4万人で推移しており、生産年齢人口（15～64歳）においても約2.5万人を維持しているものの、今後は減少に転じ、2040年には総人口3.5万人程度と見込まれている。

市内に4つの産業団地を有し、産業中分類別にみると電気機械器具製造業、化学工業、食料品製造業、プラスチック製品製造業など多様な業種が進出していることから、製造品出荷額等（約3,900億円）は県下でも上位を維持している。

しかしながら中小企業者の業況をみると、回復傾向にあるものの売上の伸び悩みや設備の老朽化、人手不足等の課題によって、労働生産性は伸び悩んでいる。今後、更なる少子高齢化や人口減少が見込まれる中、経済の好循環を維持し、持続的な成長路線をたどっていくためには、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、中小企業者の労働生産性を向上させることが必要となっている。

#### (2) 目標

本市では、導入促進基本計画期間中における生産性向上のための新たな設備投資を強力に後押しすることで、地域産業の活性化を図るため、同期間中に15以上の中小企業者の計画を認定することを目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本市の産業は農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組を促すため、市内の全ての地域を対象とする。

#### (2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため、市内の全ての業種、事業等を対象とする。

#### 4 計画期間

- (1) 導入促進基本計画の計画期間  
国が同意した日から3年間とする。
- (2) 先端設備等導入計画の計画期間  
3年間、4年間又は5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③ 加東市良好な環境の保全に関する条例に基づく手続きがなされていない取組については先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ④ 市税その他市の債権にかかる徴収金に滞納があるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

#### (備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。